

花見川区役所入札参加資格等審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市花見川区役所入札参加資格等審査会設置要綱第7条の規定に基づき、審査会の運営に関し、必要な事項を定める。

(審査会の運営)

第2条 審査会の庶務は、花見川区役所地域振興課（区主管課）において処理する。

2 審査会の招集を希望する業務委託等の発注課（以下、「所管課」という。）は、開催依頼（様式1号）及び審査調書（様式2号）を作成し、原則として審査会の招集を希望する日の3週間前までに区主管課へ提出するものとする。

3 区主管課は、所管課からの開催依頼及び審査調書を取りまとめ、各委員に審査会への出席を依頼する。

4 審査案件の説明は、原則として所管課長が行うものとし、補助員として、当該案件の担当職員を同席させることができる。

5 区主管課は、審査会終了後に、審査会の議事録（様式3号）を作成するとともに、審査結果について、審査結果通知書（様式4号）により、所管課に通知する。

(業者の選定)

第3条 随意契約及び指名競争入札における業者の選定に当たっては、原則として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の12第1項の規定に基づき資格者名簿に登載されている業者のうちから選定するものとする。

2 市内業者育成の観点から市内業者の選定には特に考慮するものとする。ただし、その業務内容が技術的難易度の高い場合等市内業者で処理できない場合においては、市内に支店又は営業所を有する準市内業者又は市外業者を選定できるものとする。

(業者選定の特例)

第4条 次に掲げる事項に該当する業務を実施するため特に必要と認めた場合は、前条第1項の規定にかかわらず、資格者名簿に登載されていない業者を選定することができるものとする。

(1) 特殊な技能技術等を必要とする業務

(2) 特殊な機器設備と密接な関係のある業務

(指名業者選定社数)

第5条 指名競争入札において、業務委託等1件当たりの指名選定業者数は、原則として7社以上とする。

附 則

この要領は、平成29年 1月1日から施行する。